

広川町地域クラブ活動指導員登録バンク設置要綱

(設置)

第1条 本町における地域クラブ活動の普及及び発展、持続可能な運営の実現に向け、学校教育における地域クラブ活動指導員としての登録バンクを設置し、学校の要請に応じて指導者と結び付ける役割を果たすことを主な目的として、広川町教育委員会事務局に、広川町地域クラブ活動指導員登録バンク（以下、「登録バンク」という。）を設置する。

(業務)

第2条 登録バンクの主な業務は、次のとおりとする。

- (1) 地域クラブ活動指導員の登録と照会に関すること
- (2) 地域クラブ活動指導員に関する情報提供に関すること
- (3) 学校との連絡調整に関すること
- (4) その他、登録バンクの目的達成に必要と認められること

(庶務)

第3条 登録バンクに関する庶務全般は、広川町教育委員会事務局生涯学習課生涯学習係及び子ども課学校教育係において処理する。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、登録バンクの運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月25日から実施する。